

○北見市連携構築補助事業要領

(平成 26 年 4 月 1 日内規第 391 号)

改正 平成 27 年 3 月 31 日内規第 102 号 平成 28 年 3 月 30 日内規第 79 号
平成 28 年 9 月 13 日内規第 199 号 平成 29 年 12 月 20 日内規第 141 号
平成 31 年 4 月 1 日内規第 169 号 令和 3 年 3 月 29 日内規第 104 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、北見市産業振興支援制度要綱(平成 26 年内規第 388 号。以下「要綱」という。)に基づき、連携構築補助事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかを満たすものとする。

- (1) 市内外の他の中小企業等と連携して行う新規性を有する商品、技術及びサービスの開発並びに地域産業資源を活用した新商品の開発
- (2) 要綱に定める中小企業者等又は新規創業者が企画開発した商品の新たな販路開拓を目的とした商談会等への出展

2 補助対象事業の期間は、補助金交付決定後から当該年度の 3 月 31 日までとする。ただし、第 5 条第 2 項の承認を受けた場合は、この限りでない。

(補助事業への応募)

第 3 条 補助事業への応募に必要な書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申込書(応募様式 1)
- (2) 資金収支計画書(応募様式 2)
- (3) 経費調書・収入調書(応募様式 3)

2 補助事業へ応募する者は、前項各号に掲げる書類に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 市税の完納証明書(コピー不可)
- (2) 中小企業者等にあつては登記簿謄本(コピー不可)、団体にあつては規約と名簿、個人事業主にあつては住民票の写し(コピー不可)
- (3) 前条第 1 項第 1 号に掲げる事業に応募する新規創業者のうち、個人事業主にあつては個人事業の開業等届出書の写し
- (4) その他必要と認めたもの

(補助金の額)

第 4 条 第 2 条第 1 項に規定する事業に対する補助金の額は、別表に掲げる金額とする。

2 要綱第 2 条第 2 号に掲げる新規創業者が第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる事業を実施する場合の補助金の額は、前項の規定にかかわらず、当該新規創業者がこの要領に基づく最初の申請をする場合に限り、補助対象経費の 3 分の 2 以内の額(当該額が 60 万円を超えるときは、60 万円)とする。

(補助金の交付申請等)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、北見市補助金等交付規則(平成18年規則第67号。以下「補助金規則」という。)に定める別記様式第1号により申請するものとする。
- 2 第2条第1項第2号に掲げる事業においては、補助金交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、その理由を記載した書面を市長に提出しなければならない。
 - 3 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による申請(第2条第1項第2号に掲げる事業に係る申請を除く。)を却下するものとする。
 - (1) この要領の規定に基づき補助金の交付を受けた事業と同一の事業について申請をするとき。
 - (2) この要領の規定に基づく補助金の交付を3回受けた事業者が申請をするとき。
 - 4 補助金の交付決定、実績報告、額の確定等の手続及びこれらに使用する書類の様式については、補助金規則及び北見市補助金等交付規則取扱要領(平成26年内規第11号)の定めるところによる。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日内規第102号)

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日内規第79号)

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月13日内規第199号)

この内規は、平成28年9月13日から施行する。

附 則(平成29年12月20日内規第141号)

この内規は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日内規第169号)

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日内規第104号)

(施行期日)

- 1 この内規は、令和3年3月29日から施行する。
(北見市連携構築補助事業要領の一部を改正する内規の一部改正)

2 北見市連携構築補助事業要領の一部を改正する内規(平成 31 年内規第 169 号)の一部を次のように改正する。

別表を削る。

別表(第 4 条関係)

第 2 条第 1 項第 1 号に規定する事業	補助対象経費の 2 分の 1 以内の額(上限 50 万円) ※新規創業者は、補助対象経費の 3 分の 2 以内の額 (上限 60 万円)
第 2 条第 1 項第 2 号に規定する事業	補助対象経費の 2 分の 1 以内の額(上限 30 万円)